

平成30年12月28日

▼タイトル

高島市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について
（みんなで創るまちづくり交付金ほかに関する件）

▼内 容

平成30年11月1日に提出された高島市職員措置請求書（みんなで創るまちづくり交付金ほかに関する件）について、監査を実施した結果を、地方自治法第242条第4項の規定に基づき請求人に通知したので、これを公表します。

▼経 過

平成30年11月 1日 住民監査請求書受付
平成30年11月 9日 住民監査請求書の受理決定
平成30年12月 3日 請求人および関係職員の陳述聴取
平成30年12月28日 監査結果の通知および公表

▼請求の要旨

（1）みんなで創るまちづくり交付金に関する件

平成29年度みんなで創るまちづくり交付金がAに支払われているが、対象外費用となる共同作業等の出役者謝礼・賃金が含まれ、何ら申請許可を行うことなく市道の草刈りを行った費用も含まれていることから、除草作業に係る352,274円を返還することを市長に求める。

（2）コミュニティバス運行対策費補助金に関する件

乗合タクシー事業から公共交通空白地有償運送事業へと移行する取り組みを怠っていることから、コミュニティバスおよび乗合タクシー事業者に対する補助金のうち、乗合タクシー事業者の平成29年度に支払った補助金全額の返還を市長に求める。

（3）住民税の課税漏れに関する件

自治会等が平成29年中に支払った役員給与が課税されていないことから、公金の賦課徴収を怠る事実として調査し、厳正な課税を市長に求める。

▼監査の結果要旨

請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

<監査委員の判断>

（1）みんなで創るまちづくり交付金に関する件

- ① 自治会等の構成員または構成世帯のすべてを対象とする労務に対して支払われる賃金、謝礼等にあたらないと認められることから、請求人の主張には理由がないと判断した。

（裏面につづく）

② 市道部分の草刈り費用が交付金の対象経費として支出されたとしても、その取扱いに違法または不当があるとまで認められず、請求人の主張には理由がないと判断した。

(2) コミュニティバス運行対策費補助金に関する件

乗合タクシー事業に対する補助金の支出について、明らかに裁量権の逸脱または濫用があるという事実は認められず、請求人の主張には理由がないと判断した。

(3) 住民税の課税漏れに関する件

市民税の課税に対する調査等に問題があるとまでは認められず、請求人の主張には理由がなく、賦課徴収を怠る事実はないと判断した。

▼監査結果公表文

別添のとおり

▼問い合わせ先

○所 属：監査委員事務局

○担 当： 中 村

○電話 番号：0740(25)8000 (内線199)

○ファックス：0740(25)8101